

令和8年度事業計画

I バリアフリー推進事業

1. 海上交通におけるバリアフリー施設整備の推進

海上交通を利用する高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、旅客船事業者等が行うバリアフリー化事業を助成する。対象は、通院、通学、買い物など日常生活を支える離島航路に就航する船舶、遠隔地間の移動を支える長距離フェリー、観光目的の遊覧船やレストラン船及びそれらの船舶が寄港するターミナルのバリアフリー化の施設整備とし、本制度を活用することで引き続き積極的な海上交通のバリアフリー化を推進する。令和8年度は、旅客船9隻、ターミナル3カ所を見込んでいる。

2. 共生社会実現に向けた移動円滑化基金事業

2020パラリンピック東京大会を契機として、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に取り組む「共生社会ホストタウン」が広がり、地域における共生社会実現に向けた機運が醸成されてきた。この取組をパラリンピック後もレガシーとして継続し、共生社会の定着を図るため、本事業では先駆的なバリアフリー化を支援することとし、ハード面では、港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー化、小型航空機搭乗時のバリアフリー化、ソフト面では共生社会ホストタウンの取組みを共有する「共生社会バリアフリーシンポジウム」の開催に助成する。

3. ECOMO 交通バリアフリー研究・活動助成

バリアフリーの基礎的研究開発等を行うアーリーキャリアの研究者等に対する助成を実施し、交通のバリアフリー化促進に寄与することを目的とする。また、当財団の新たな事業発掘及び効果的なバリアフリー推進に資する目的で、研究・開発者とエコモ財団との共同を視野に入れた成果発表の推進、成果報告会の機会を通じて研究・活動成果の周知を行う。

4. 交通バリアフリー情報提供システムの運営等

高齢者、障害者等が、鉄道やバスなどの公共交通を円滑に利用できるようにするため、駅・ターミナル構内のバリアフリー施設、乗換案内等に関するバリアフリー情報を提供するシステム「らくらくおでかけネット」の運営に加え、他事業者間におけるテキストによる乗換案内方法の拡充を継続的に進めるとともに周知や情報発信等を行う。また提供情報内容の高度化、新たなデータ連携等を想定した情報提供システム全般の見直し、情報更新の効率化等の課題を解決するための検討に着手する。

5. 交通サポートマネージャー研修の実施

公共交通事業者のバリアフリー接遇・介助水準の向上を目的とし、首都圏と関西地域において、鉄道事業者、バス事業者を主な対象とした「交通サポートマネージャー研修」を実施するとともに、旅客船事業者を対象としたバリアフリー研修の展開を図る。また、公共交通事業者が障害当事者参加型の研修を自主開催するための人材育成等の支援、事業所における手話教室の開催支援、障害当事者講師や有識者等による「交通サポートマネージャー普及促進会議」の開催、障害当事者講師の養成と講師バンクの構築を継続する。

6. バリアフリー推進勉強会の開催・周知啓発活動等

交通バリアフリーを推進するため、令和8年度も引き続き調査研究等の成果を周知する「バリアフリー推進勉強会」及びセミナー・研修等を開催するとともに、「バリアフリー学習プログラム」の小中学校等での実施、グッズの作成、教材の配付、障害者団体等とのネットワーク構築を行う。また、交通バリアフリー推進に関する情報の収集等を実施する。

7. 高齢者・障害者等の移動円滑化促進のための調査研究

バリアフリー法、障害者差別解消法の改正等によりハード的な施設整備に加え、役務の提供、情報提供、接遇・介助に関するソフト面のガイドラインも整備され、バリアフリーが推進される一方、まだ様々な課題が残されている。本事業では、空港、鉄道等の旅客施設並びに車両等におけるバリアフリー対応状況の評価、LRTのアクセシビリティ等移動円滑化に関する調査、認知症等外見上その特性がわかりにくい障害に対する移動円滑化方策の検討と評価、ジェンダー主流化に関する動向の把握、移動円滑化実現に向けた新たな課題等に関する調査を行

う。また、これらの調査研究に関連する国内外の学会、学術団体、大学等との連携及び会議等への参加を通じ、情報収集、先進事例の調査、研究成果の公表を行う。

II 交通環境対策事業

1. 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

グリーン経営認証制度は、運輸事業者の環境負荷の少ない事業運営を認証し、運輸事業における環境負荷の低減を推進するものである。

令和8年度も引き続き認証制度を実施するとともに、登録件数としては、新規分40件、更新分1,680件の合計1,720件を目指す。

なお、新規認証取得者の増加を図るため、あらゆる機会を捉えて様々な働きかけを行うとともに、助成金制度の拡充など関係自治体への働きかけも継続する。

2. エコ通勤優良事業所認証制度の実施

エコ通勤優良事業所認証制度は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図るものである。

令和8年度も引き続き認証制度を実施し、普及方法を検討するとともに、地方運輸局等と連携した広報活動に努め、エコ通勤のさらなる普及を図る。

3. エコドライブの普及

エコドライブは、運輸部門におけるCO₂排出抑制策の柱のひとつであり、国民の誰もが実施できる取り組みである。この普及を図るため、エコドライブ普及推進協議会の事務局活動、エコドライブ講習団体の認定、エコドライブ活動コンクールおよびシンポジウムの開催を実施している。

令和8年度は、タクシー向けのEVエコドライブ講習の試行、エコドライブ活動コンクールの見直しを進めつつ、引き続き活動を推進し、エコドライブのさらなる普及を図る。

4. 環境的に持続可能な交通の普及

経済的な持続可能性と社会的な持続可能性に加え、脱炭素化を含む環境的な持続可能性も考慮し、長期的視野に立って交通・環境政策やそれに関連する都市・福祉などの政策を策定・実施する環境的に持続可能な交通（Environmentally Sustainable Transport: EST）の普及を図る。2050年カーボンニュートラルを目指すわが国において、運輸・交通分野では脱炭素化の視点や交通計画・都市計画との連携が不足しており、脱炭素化を推し進めるため、令和8年度はこれまで行ってきた表彰制度「EST交通環境大賞」を見直した「EST脱炭素交通大賞」として実施するとともに、学識経験者、関係省庁、関係団体と連携して、普及推進フォーラムやセミナーの開催等を行い、地方自治体や交通事業者等への啓発活動を推進する。

さらに国際活動として、国連の気候変動枠組条約締約国会議やアジア EST 地域フォーラムなどに参加し、国際的な情報収集や我が国の取組の情報発信を行うとともに、来日した海外の政府関係者や有識者への対応などを行い、国際的な情報交換ネットワークを築く。

本事業では上記の取組に加えて、運輸・交通分野における環境問題とその対策を包括的にまとめた冊子「運輸・交通と環境」を引き続き発行することにより、あらゆる運輸・交通関係主体に向けて環境意識の啓発を行う。

5. モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

モビリティ・マネジメント教育は、われわれ一人ひとりの移動手段や社会全体の交通流動を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育成することを目指すものである。この普及を図るため、自治体や学校に対する支援を通して、継続的に実施するための拠点作り、および教員向け手引書や資料の作成及び普及に取り組んでいる。

令和8年度は、自治体支援、小中高等学校への支援のほか、実践事例の共有や意見交換を行うための情報交換会を継続するとともに、令和9年度の完成を目標としてモビリティ・マネジメント教育に関心のある人が参考にできる基本教材の作成に着手する。また、大学等での交通と環境問題をテーマとした講義も継続する。

6. スローモビリティ社会の検討

本事業は、公共交通が脆弱または利用しにくい地域において、住民の生活交通および観光地等における移動手段を確保するため、歩行者や自動車と共存可

能なスローモビリティ社会の実現を目指すものである。その達成に向けて、「スローモビリティ社会の実現に向けた調査研究」と「電動スローモビリティの導入・普及」の二つを柱として取り組む。

調査研究では、低速の意味や価値、効果等に関する検討を進め、高齢者、歩行困難者等の移動確保における有効性や、脱炭素への貢献など環境面での効用を確認する。さらに、高齢居住者が多く、通過交通が少ないことなどの条件から、住宅団地をスローモビリティの適地と仮定し、国内外の団地内モビリティ等に関する事例収集を行い、令和9年度の成果取りまとめに向けた検討を進める。また、アドバイザー会議や勉強会を開催し、ゲストスピーカーによる講演や参加者との議論を通じて基礎調査に必要な情報収集並びに助言を得る。

電動スローモビリティの導入・普及では、当財団が保有するグリーンスローモビリティ等の車両を離島等の地域に貸与する。運行状況を確認した上で、継続的な活用が見込まれる場合には財団所有の既存車両を譲渡し支援する。また、モビリティスクーターの活用方策を考えるため、特定小型原動機付自転車（四輪）の導入に向けた動向の把握、当財団が実証を行った厚木市森の里地区および松江市法吉地区への継続的な助言や側面支援を実施する。

7. 移動しやすく環境負荷の少ない交通ネットワークなどの調査

当財団では平成15年度から平成17年度にかけて、「環境負荷が少なく、かつ高齢者や障害者が移動しやすい交通（エコモビリティ）」の実現のため、委員会を立ち上げ、有効な施策、先進事例等についての調査、研究結果を取りまとめた書籍「エコモビリティ実現に向けて」を発行した。発行から20年以上が経ち、以前より公共交通機関をめぐる環境は悪化しており、障害者を含めた移動困難者の足の確保をはじめ、新たな交通ネットワークの構築が重要となっている。

そこで本事業では移動困難者を含め誰もが自宅から目的地まで不自由なく移動でき、さらに環境負荷にも配慮した交通ネットワークなどの在り方や運転手（担い手）確保などについて国内外の事例を調査して情報収集するとともに、運輸局や業界団体等と連携してセミナーを開催して好事例の共有を図るとともに、令和9年度を目標に冊子などにまとめる。

Ⅲ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業

本事業は、国と地方公共団体からの補助金及び鉄道事業者からの預託金を受けて、当財団が鉄道事業者との協定に基づいて、鉄道駅にエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化施設等の整備を行った施設を鉄道事業者に貸し付けるものである。

引き続き、当財団が保有している 115 駅の施設の貸付を、これら各駅を管理する鉄道事業者 16 社に対して行う。